

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年6月3日

長野県佐久地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 東信州特産品PR事業に係るしなの鉄道ろくもん貸切列車ツアー業務

(2) 業務の目的

東信州エリアには全国トップクラスの品質を誇るワインを醸造するワイナリーや、日本酒の酒蔵、クラフトビール・ウイスキーの蒸留所が集積し、観光客等を引き付ける魅力がある。その魅力を活かし、エリア内で多くの観光客が訪れている軽井沢や周辺地域への観光客や滞在者をターゲットに、良質な酒類や特産品のPR活動を行い、消費と誘客の拡大を図る。

(3) 業務内容及び仕様書等

令和7年11月8日(土)に実施するしなの鉄道ろくもん貸切列車ツアーの催行で、別添「委託仕様書(案)」のとおり

(4) 企画提案を求める具体的内容の項目

委託仕様書（案）を遂行するための方法等について具体的な提案を行うものとし、下表の内容を記載すること。

項目	提案を求める具体的内容
業務全般に関すること	●業務を遂行する上での基本的な考え方や方針等 ●業務の実施体制 (メンバー構成、各スタッフの業務内容、再委託先・再委託内容等)
貸切列車内酒類試飲提供	●提供方法の提案 ●提供者の手配
貸切列車内特産品提供	●提供方法の提案 ●提供者の手配
一時下車時（上田駅・小諸駅）の特産品への関心を高めるイベント企画等の開催	●イベント内容の提案 ●イベント実施者の手配
ツアーの広報	●ターゲットとなる層への効果的な広報手段の提案
その他	●予算の範囲内で、本業務の目的に資するための提案 (追加提案がある場合に記載してください。)

業務に要する経費及びその内訳	●見積金額 ●見積金額の内訳、算定根拠
----------------	------------------------

- (5) 業務の実施場所
しなの鉄道軽井沢駅から上田駅間および軽井沢駅、小諸駅、上田駅周辺
- (6) 履行期間又は履行期限
契約締結の日から令和7年12月26日（金）まで
（ツアー実施日：令和7年11月8日（土））
- (7) 費用の上限額
1,210,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 旅行業法第2条に基づき第1種又は第2種旅行業の登録を受けている者であること。
- (8) 長野県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 過去5年以内に本業務と同種の業務を履行した実績がある者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(2) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第3号）
 - ② 参加要件具備説明資料総括書（様式第3号の附表）
 - ③ 誓約書（様式第3号の2）
- (2) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び提出方法
 - ① 提出期限 令和7年6月13日（金）午後5時（必着）
（持参の場合の提出時間は午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日*は

除く。))

【※（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先・問い合わせ先

〒385-8533 長野県佐久市跡部65-1 長野県佐久地域振興局 商工観光課 振興係 電 話：0267-63-3157（直通） ファクシミリ：0267-63-3115 メール：sakuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp

③ 提出方法 持参、郵送、又はメールとします。

郵送又はメールの場合、提出期限までに長野県佐久地域振興局商工観光課に到達したものに限りします。また、到達したことを電話で担当課に確認してください。

(3) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(4) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(3)①）の3日前までに、書面により長野県佐久地域振興局長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に、書面（様式自由）により長野県佐久地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 担当課（3(2)②に同じ。）
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(5) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 事前説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 担当課（3(2)②に同じ。）
- (2) 受付時間 令和7年6月3日（火）から令和7年6月20日（金）までの午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 長野県佐久地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の

提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年6月24日（火）までに全参加申込者に対し質問内容を記載しメールで回答します。

個別の企画提案内容に係る質問の場合は、質問者に対してのみ同期日までにメールで回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式第8号）

②企画書（様式第8号の附表1）

別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえたうえで、作成してください。ただし、様式第8号の附表の記載項目が網羅されていれば、独自様式での提案書でも構いません。なお、独自様式での企画書はA4サイズで作成してください。

③経費見積書（様式第8号の附表2）

任意様式での提出を可とします。

④会社概要又は会社概要パンフレット（企業の場合のみ：写し可）

再委託を行う場合は、当該事業者に係る資料を併せて提出してください。

(2) 企画書記載上の留意事項

① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(7)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

② 「8 再委託の予定」又は「9 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和7年6月27日（金）必着（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

② 提出先 担当課（3(2)②に同じ。）

③ 提出部数 6部（原本1部、副本5部）

④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県佐久地域振興局商工観光課に到達したものに限りです。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で担当課（3(2)②）の担当者に確認してください。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項 目		評価内容	配点
1	業務の実施体制	・業務の実施体制が明確で、委託者及び関係機関との円滑な調整・協議ができる体制となっているか。	15
2 事業 内容	ツアーの企画・運営	・効果的な企画提案になっているか。	35
	ツアーの広報	・ターゲットとする層に効果的に訴求できる企画提案となっているか。	25

3 経済性	・見積金額が適正な価格となっているか。 ・予算内で、最大限の効果を出すことができる提案となっているか。	15
4 その他業務の目的を達するために有効な事項	・本業務の目的を理解したうえで、効果を高める提案が付加されているか。	10
合計		100

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を契約候補者として選定します。

最高点の者が複数だった場合は、企画提案評価会議構成員で協議の上、決定します。

なお、評価の結果、合計が最高点となった構成員の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類により評価を行います。ただし、参加申込者には出席を求めません。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

プレゼンテーションは実施しません。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により長野県佐久地域振興局長から通知します。

- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により長野県佐久地域振興局長から通知します。

- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県佐久地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (6)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により長野県佐久地域振興局長に対して非該当理由について説明を求められます。

- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

- ③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 担当課（3(2)②に同じ。）

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。

- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。

- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、電子メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を長野県佐久地域振興局長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県佐久地域振興局商工観光課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒385-8533 長野県佐久市跡部65-1 長野県佐久地域振興局 商工観光課振興係 電 話：0267-63-3157（直通） ファクシミリ：0267-63-3115 メール：sakuchi-shokan@pref.nagano.lg.jp
--

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県の協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。